

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 1 9 日

都道府県水道行政担当課
都道府県下水道担当課
政令指定都市下水道担当課
国土交通大臣認可水道事業者
（上記、各地方整備局等経由）
都道府県知事認可水道事業者
市町村下水道担当課
（上記、各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室
水道事業課水道計画指導室
下水道事業課事業マネジメント推進室

水道・下水道システムの個人情報管理に係る
セキュリティ対策の状況確認について（依頼）

東京ガス株式会社（以下「東京ガス」）子会社の東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（以下「TGES」）において、ネットワークへの不正アクセスにより、TGES のサーバー及び東京ガス法人事業分野のサーバーに保管されている顧客等に関する個人情報について流出の可能性があるとの発表が去る 7 月 17 日に行われました。

当該流出の可能性のある個人情報には、水道や下水道の使用者の情報も含まれていると一部の自治体より報告を受けております。

上記事案を踏まえ、水道事業者及び下水道管理者におかれましては、使用者の個人情報を管理するための各種システムについて、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策が適切に講じられているか、委託業者に改めて確認いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内の都道府県知事認可の水道事業者、市町村下水道担当課（政令指定都市を除く）に対して周知をお願いいたします。

（参考）東京ガス株式会社・東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

「不正アクセスによるお客様等に関する情報流出の可能性についてお詫びとお知らせ」

<https://www.tokyogas-es.co.jp/notice/press/20240717-01.html>

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 272 について
（令和 6 年 6 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 6 年 6 月は 4 件（死亡：0 件、負傷：4 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 1 件増加しました。

負傷事故の事例として、処理場内にて、草刈り機を使用しての除草作業中に、付近で点検作業中であった第三者（元請従業員）に飛び石が当たり、左前腕部内側を打撲する事故が発生しました。

2. 工事事故

令和 6 年 6 月は 8 件（死亡：0 件、負傷：6 件、物損：2 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 2 件減少しました。

負傷事故の事例として、シールド坑内での作業中、治具を用いてレールを引き込み移動していた際に、治具がレールから外れて後ろ向きに転倒しコンクリート床部に身体を打ちつけ負傷する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 6 年 6 月は 2 件（水質事故：1 件、その他案件：1 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は同数でした。

その他案件の事例として、処理場にて、汚水ポンプ用アクティブフィルターに付属するリチウムイオン電池から出火する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤 : sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事務担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武 : yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 6 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年6月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)										11 (39)	11 (39)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)										11 (39)	11 (39)
	累計	5 (2)	7 (6)	11 (9)										-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)										15 (74)	15 (74)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (7)										15 (79)	15 (79)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (13)										-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	10 (8)	6 (4)	10 (10)										26 (113)	26 (113)
	合計	10 (8)	6 (4)	10 (10)										26 (118)	26 (118)
	累計	10 (8)	16 (12)	26 (22)										-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年6月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	1 (0)	0 (2)										3 (2)
	2. 政令市	0 (1)	1 (0)	2 (0)										3 (1)
	3. 一般市	3 (1)	0 (3)	2 (1)										5 (5)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (0)										0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)										11 (9)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	3. 処理場	4 (1)	2 (2)	4 (2)										10 (5)
	4. ポンプ場	1 (1)	0 (1)	0 (0)										1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (1)	0 (1)										0 (2)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)										11 (9)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (9)
	1. 墜落・転落	2 (1)	2 (1)	1 (2)										5 (4)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)	0 (1)	0 (0)										1 (1)
	5. 転倒	2 (0)	0 (2)	1 (1)										3 (3)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12. 公衆災害	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)										11 (9)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	0 (1)	0 (0)										0 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	②負傷	0 (0)	0 (1)	0 (0)										0 (1)
	2. 委託先業者	4 (1)	2 (3)	4 (3)										10 (7)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	②負傷	4 (1)	2 (3)	4 (3)										10 (7)
	3. 第三者	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	合計	4 (2)	2 (4)	4 (3)										10 (9)
	累計	4 (2)	6 (6)	10 (9)										- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年6月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
6月											
1	R6.6.5	政令市	処理場	③飛来・落下	処理場内にて、草刈り機を使用しての除草作業中に、付近で点検作業中であつた第三者(元請従業員)に飛び石が当たり、左前腕部内側を打撲し挫創を負つた。	・舗装道路に面している箇所を乗用式草刈り機で作業する時には、後方監視員を配置し、人が半径20m付近に近づく際にはオペレーターに知らせ、機械を停止させる。	委託先業者	51	男	左前腕部内側(肘と手首の間辺り)の打撲及び挫創	
2	R6.6.14	一般市	処理場	①墜落・転落	処理場内にて、立木伐採作業後、施設内を移動中にOD槽のスロープから転落しアキレス腱を損傷。	・転落した側にも手摺りを設置する	委託先業者	53	男	左アキレス腱断裂 全身打撲(全治2ヶ月)	
3	R6.6.26	政令市	処理場	⑭その他	振動ふるいの点検後、昇降台から降りる際に左足首を捻った。	・踏み台から降りる時は、足元の危険の有無を確実に確認してから実施する。 ・機械固定金具にトラテープを張り、注意喚起した。 ・足場、脚立等の作業における注意点や類似事故の紹介等の安全教育を改めて実施した。	委託先業者	54	男	左足関節捻挫(休業4日間)	
4	R6.6.30	一般市	処理場	⑭その他	活性汚泥沈降状態測定後、メスシリンダーを片付ける際に足を滑らせ転倒し、破損したメスシリンダーで左手を損傷。	・転倒した現場及び転倒が予測される箇所に滑り止めテープを貼付。 ・メスシリンダーをガラス製からポリプロピレン製に変更。	委託先業者	52	男	左小指屈筋腱断裂 ・左小指神経断裂 ・左母子神経損傷	

 : 死亡事故 : 負傷事故

3.工事事故
(令和6年6月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)	1 (2)	0 (3)										2 (5)
	2. 政令市	1 (6)	0 (4)	2 (2)										3 (12)
	3. 一般市	2 (5)	3 (0)	6 (5)										11 (10)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (0)										1 (0)
	5. その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)										1 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)										18 (27)
工事分類	1. 管きょ開削	3 (6)	2 (6)	2 (5)										7 (17)
	2. 管きょ推進	0 (1)	1 (0)	2 (1)										3 (2)
	3. 管きょシールド	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	4. 管きょその他	1 (0)	0 (0)	3 (0)										4 (0)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)	1 (0)	0 (3)										2 (6)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)	0 (0)	0 (1)										1 (2)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)										18 (27)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)										15 (13)
	1. 墜落・転落	3 (1)	1 (0)	2 (2)										6 (3)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)	2 (0)	3 (1)										7 (2)
	3. 飛来・落下	0 (1)	1 (0)	0 (1)										1 (2)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (1)										0 (1)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (1)										1 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (1)										0 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)	0 (0)	0 (0)										0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	物損事故	1 (5)	0 (6)	2 (3)										3 (14)
	12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)	0 (6)	2 (3)										3 (14)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)										18 (27)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	2. 負傷	5 (6)	4 (0)	6 (9)										15 (15)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (9)										15 (15)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (15)										- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年6月末時点

No.	発生年月日							被災者			
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況	
6月											
1	R6.6.5	3.一般市	2.管きょ推進	マンホール設置作業	立坑内にてマンホール据付作業中、梯子を使用して降りていたところバランスを崩し高さ約1.3mから落下した。	現場内	1.墜落・転落	64	男	左肩肩板損傷	
2	R6.6.7	3.一般市	3.管きょシールド	シールド工	シールド坑内での作業において、足場上で治具を用いてレールを引き込み移動していた際、治具がレールから外れて後ろ向きに転倒した。作業箇所が端部であったため、転倒した際に足場上から90 c m下のコンクリート床部に身体を打ちつけた	現場内	5.転倒	49	男	右肩腱板断裂・外傷性右肩関節脱臼	
3	R6.6.14	3.一般市	1.管きょ開削	取付管及び汚水樹設置工事	下水道工事における取付管工及び汚水樹設置作業中、埋戻し骨材を積んだ4 t ダンプトラックから降りる時に、トラックのドアと電柱に指を挟んだと同時にダンプが揺れ、右手中指と薬指の指先1cm程を切断した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	50	男	右中指切断、右環指切断	
4	R6.6.15	3.一般市	1.管きょ開削	運転手	ダンプトラック（4 t）への土砂積み込み作業が終わり、トラック後部のアオリを閉める作業をしていたところ、後退してきたバックホウ（0.25㎡級）とダンプトラック（4 t）に身体を挟まれた。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	46	男	右下肢挫創 腰椎横突起骨折 L2-4	
5	R6.6.20	3.一般市	4.管きょその他	重機作業	下水道工事に伴う舗装復旧工事作業を終了し現場の置場内にて重機等整列させた後、重機から降りる際に、重機のステップを使用せずに飛び降りたため負傷した。	現場内	1.墜落・転落	42	男	両かかと骨折	
6	R6.6.26	2.政令市	4.管きょその他	斫り作業	管更生工前の前処理工において、既設マンホール（φ600mm）のインパートはつり中にインパート内に埋設されていたガス管を破損させた。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス本管（φ150、 鋳鉄管）の破損	
7	R6.6.26	3.一般市	4.管きょその他	マンホール嵩調整	マンホール鉄蓋高さ調整が終了し、受枠に鉄蓋を設置する時に蓋と受枠の間に指を挟んだ。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	24	男	右手第Ⅲ指指先欠損	
8	R6.6.27	2.政令市	2.管きょ推進	取付管工	雨水取付管布設替作業中に機械掘削で供給管を毀損させた。 事故発生後、ガスの使用を利用者に停止してもらい補修対応を完了させている。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス供給停止 1 家屋	

 :死亡事故  :負傷事故  :物損事故

4.水質事故等 (令和6年6月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)										7 (12)
	累計	2 (5)	5 (10)	7 (12)										-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	0 (2)	0 (1)										0 (4)
	2. 政令市	2 (0)	1 (1)	1 (0)										4 (1)
	3. 一般市	0 (4)	1 (2)	1 (1)										2 (7)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)										1 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)										7 (12)
発生施設	1. 管渠	2 (2)	2 (4)	0 (2)										4 (8)
	2. マンホール	0 (3)	0 (1)	0 (0)										0 (4)
	3. 処理場	0 (0)	0 (0)	2 (0)										2 (0)
	4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)										1 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)										7 (12)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (3)	2 (5)	1 (0)										4 (8)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (0)	0 (0)										0 (2)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	1 (0)	1 (0)	1 (2)										3 (2)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)										7 (12)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (0)	0 (1)										1 (1)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)	1 (5)	0 (1)										3 (11)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	水質事故 合計	2 (5)	2 (5)	1 (2)										5 (12)
	その他案件	0 (0)	1 (0)	1 (0)										2 (0)
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)										7 (12)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	1 (0)	0 (0)										2 (1)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	1 (1)	1 (0)	0 (0)										2 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年6月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
6月							
1	R6.6.16	2.政令市	処理場	その他案件	⑥その他事故(①～⑤以外の事故)	・第一沈砂池棟電気室にて、停電警報が確認され受託者が電気室内を確認したところ、汚水ポンプ用アクティブフィルターから出火していた。 ・メーカー調査の結果、接続されていたリチウムイオン電池から出火していることが判明した。	・アクティブフィルター内部ブレーカーを「切」にした状態で休止していたが、電気室のブレーカーを落とすことで一時的に対応。 ・原因となったリチウムイオン電池を残りのアクティブフィルターからも外す
2	R6.6.19	2.政令市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	・汚泥処理施設において、定期整備中に減速機の故障が発生し処理能力が低下した。 ・そこで下水処理場から汚泥処理施設への送泥量を制限したところ反応タンク(ばっ気槽)で活性汚泥浮遊物質(MLSS)濃度が増加傾向となり溶存酸素濃度が低下した。 ・放流水の水質悪化に備え次亜塩素酸ナトリウムを注入していたが、放流水のBODが水質基準を超過(10mg/Lに対し46mg/L)した。	・汚泥処理施設の機器の故障等により、処理能力が低下した場合は、各下水処理場で蓄積する汚泥量のさらなる調整を行う。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 273 について
（令和 6 年 7 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 6 年 7 月は 8 件（死亡：0 件、負傷：8 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 8 件増加しました。

負傷事故の事例として、ベルト駆動装置の潤滑油点検（給脂作業）中に、ベルト駆動部に左手指が巻き込まれ、左手薬指先端部（約 10mm）を切断する事故が発生しました。

2. 工事事故

令和 6 年 7 月は 9 件（死亡：0 件、負傷：5 件、物損：4 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 5 件増加しました。

負傷事故の事例として、焼却炉設備の機器の撤去を架台上で行っていた際、玉掛の吊換え作業を行っていたところ、クレーンアームと建屋の梁が干渉したため機器がバランスを崩しそれに伴って被災者が墜落した事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 6 年 7 月は 1 件（水質事故：1 件、その他案件：0 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は同数でした。

水質事故の事例として、落雷により、マンホールポンプの操作電源ブレーカーがトリップし、ポンプ機能が停止したため、人孔内に汚水が貯留し、マンホールから推定約 300 m³ の汚水が流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤 : sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武 : yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 7 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事務
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年7月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									19 (9)	19 (9)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									19 (9)	19 (9)
	累計	5 (2)	7 (6)	11 (9)	19 (9)									-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)									20 (15)	20 (15)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)									20 (15)	20 (15)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (13)	20 (15)									-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	10 (8)	6 (4)	10 (10)	13 (2)									39 (24)	39 (24)
	合計	10 (8)	6 (4)	10 (10)	13 (2)									39 (24)	39 (24)
	累計	10 (8)	16 (12)	26 (22)	39 (24)									-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年7月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	1 (0)	0 (2)	3 (0)									6 (2)
	2. 政令市	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)									4 (1)
	3. 一般市	3 (1)	0 (3)	2 (1)	3 (0)									8 (5)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)									1 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									19 (9)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (0)
	3. 処理場	4 (1)	2 (2)	4 (2)	6 (0)									16 (5)
	4. ポンプ場	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)									1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (0)									1 (2)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									19 (9)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (9)
	1. 墜落・転落	2 (1)	2 (1)	1 (2)	2 (0)									7 (4)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)									3 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)									2 (1)
	5. 転倒	2 (0)	0 (2)	1 (1)	1 (0)									4 (3)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	12. 公衆災害	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									19 (9)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	②負傷	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	2. 委託先業者	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)									17 (7)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	②負傷	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)									17 (7)
	3. 第三者	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (1)
	合計	4 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)									18 (9)
	累計	4 (2)	6 (6)	10 (9)	18 (9)									- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年7月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
7月											
1	R6.7.4	都道府県	処理場	④切れ・こすれ	水質検査で使⽤したピーカーを洗⼾した際に、ピーカーが破損していたため、左⼿⼩指⼭傷。	・在庫を含めガラス器具の一斉点検を実施。（傷、割れ、ひびの確認及び廃棄処分） ・樹脂製に変更可能なものは交換する。 ・器具類については取り扱う前に必ず異常が無いか確認を行う。	委託先業者	61	女	左⼿⼩指切り傷（5 c m未満縫合）	
2	R6.7.10	町	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	定期点検終了後の移動中に階段から転落し、多発胸椎圧迫骨折、左第12肋骨骨折。	・手摺の設置を検討中。	委託先業者	54	男	多発胸椎圧迫骨折、左第12肋骨骨折（全治75日）	
3	R6.7.23	政令市	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	回転中の炭化炉ロータリーキルンに巻き込まれ保護板に挟まれたことから、右⼿⼿中指を骨折。	・作業手順書の確認。 ・非常定常作業におけるルールの徹底。 ・安全管理部による安全教育。 ・リスクアセスメントの見直し。	委託先業者	48	男	右⼿⼿中指骨折（先端部）	
4	R6.7.24	一般市	処理場	⑤転倒	処理⽔送⽔ポンプの運搬中、台車が段差に引っかかりポンプが左⼿に落下し、左⼿⼿⼭骨折。	・移動場所をあらかじめ決定しておく。 ・移動場所に応じた適切な台車等を用意する。	委託先業者	49	男	左⼿⼿⼭骨折（全治8週間）	
5	R6.7.27	都道府県	処理場	①墜落・転落	汚泥処理棟脱⽔機室の清掃中にホースが⼿に絡み転倒し、右⼿⼿首を骨折。	・段差を超えない場所に⽔栓の位置を変更する。	委託先業者	62	男	右⼿⼿首骨折	
6	R6.7.30	一般市	その他	②はさまれ・巻き込まれ	集⽔樹のゴミをダンプトラックに積み込み作業中、荷台に乗⾞時にバランスを崩して背中から転落。	・作業前に荷台のあおり付近で作業するには墜落災害の恐れがあることを周知する。	委託先業者	76	男	背中への打撲による腎臓の少量の出血	
7	R6.7.30	都道府県	処理場	⑫公衆災害（⼈⾝）	ベルト駆動装置（換気機械）の潤滑油点検（給脂作業）中に、ベルト駆動部に左⼿指が巻き込まれ、左⼿薬指先端部を切断。	・作業手順書の作成と作業方法の現場実施教育 ・作業前KYミーティング実施方法についての再教育 ・安全意識の向上 ・OC全体としての安全会議の開催と危険行為の再教育	第三者	48	男	左⼿薬指先端部（約10mm）切断	
8	R6.7.31	一般市	マンホール	⑫公衆災害（⼈⾝）	事故当日の⼤⾬によりマンホール蓋が外れ、通⾏⼈が落下し⼭傷。	・⼈孔蓋の外れたマンホールは、鍵のないタイプのものであったため、⼈孔蓋を鍵つきタイプに変更予定。	第三者	43	男	左肩⼿⼭骨折、左肩と腕の境目の骨にヒビ、左眉付近を8針縫合	

: 死亡事故 : 負傷事故

3.工事事故
(令和6年7月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)	1 (2)	0 (3)	4 (0)									6 (5)
	2. 政令市	1 (6)	0 (4)	2 (2)	3 (1)									6 (13)
	3. 一般市	2 (5)	3 (0)	6 (5)	2 (3)									13 (13)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)									1 (1)
	5. その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									1 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)									27 (32)
工事分類	1. 管きょ開削	3 (6)	2 (6)	2 (5)	5 (3)									12 (20)
	2. 管きょ推進	0 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)									3 (2)
	3. 管きょシールド	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	4. 管きょその他	1 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (2)									5 (2)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)	1 (0)	0 (3)	2 (0)									4 (6)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)									2 (2)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)									27 (32)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)									20 (15)
	1. 墜落・転落	3 (1)	1 (0)	2 (2)	1 (0)									7 (3)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)	2 (0)	3 (1)	0 (0)									7 (2)
	3. 飛来・落下	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (0)									2 (2)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)									0 (2)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)									2 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)									0 (1)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)									0 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (1)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)									1 (0)
	物損事故	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)									7 (16)
	12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)									7 (16)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (4)									27 (31)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	2. 負傷	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)									20 (17)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)									20 (17)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (15)	20 (17)									- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年7月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
7月										
1	R6.7.1	1.都道府県	1.管きょ開削	土工	ガスの供給管がある位置を予想し掘削作業中、部分的に改良土で埋戻しされた箇所が確認され、土が固く掘削できなかったため、バックホウで掘削したところ供給管を損傷した。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス供給管φ30毀損
2	R6.7.1	3.一般市	5.処ボ土木建築	一般作業	足場上で足を滑らせ転倒し右脇腹を足場手すりに強打した。	現場内	5.転倒	58	男	肋骨3本骨折
3	R6.7.3	1.都道府県	1.管きょ開削	土留め工	掘削作業中、湧水が発生したため地山の崩壊を防ぐために軽量鋼矢板にて建て込みを行った。 その際にガス供給管に接触し損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス供給管PEφ30毀損
4	R6.7.10	3.一般市	4.管きょその他	既設管切断工	ヒューム管を切断している際に、刃が折れて跳ね返り右眼周辺の打撲と眼下に3～4センチの切創が生じた。	現場内	3.飛来・落下	31	男	右眼周辺の打撲と切創
5	R6.7.11	2.政令市	1.管きょ開削	取付管工	下水道取付管工事の掘削箇所に一時的に鉄板を設置し、車両の通行を確保していた。 被災者は原動機付自転車で片側交互通行となっている南行車線を南から北に通行していたところ、掘削箇所と鉄板の隙間(約0.15m)に車両前輪がはまって転倒し負傷した。	現場内	12-1.公衆災害（人身）	19	男	右足擦り傷、右足打ち身
6	R6.7.22	2.政令市	1.管きょ開削	取付管工	掘削作業中、体調不良となった。 休憩をしても体調の改善が見られないことから病院に搬送。	現場内	14.その他	65	男	熱中症
7	R6.7.29	1.都道府県	6.処ボ機械電気	吊り込み作業	焼却炉設備の機器の撤去を架台上で行っていた際、クレーンアームと建屋の梁が干渉したため、玉掛の吊換え作業を行っていたところ 機器がバランスを崩しそれに伴って被災者が墜落した。(墜落制止用器具を既設物から外していた)	現場内	1.墜落・転落	50	男	左寛骨臼骨折
8	R6.7.30	2.政令市	5.処ボ土木建築	解体工	ポンプ場解体工事において前面道路に埋設されている汚水送水管を撤去する際に バケット先端がガス管に接触し破損させた。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス管(ポリ管φ150)破損
9	R6.7.31	1.都道府県	1.管きょ開削	取付管工	まず取付管の布設替えのため、掘削作業を行っていたところ過去にガス管の損傷(下水道工事ではない)のため設置していた補修用カバーが外れたため ガス漏れが発生した。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス管既設損傷箇所の補修用カバーが外れた事によるガス漏れ

: 死亡事故
 : 負傷事故
 : 物損事故

4.水質事故等 (令和6年7月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)									8 (13)
	累計	2 (5)	5 (10)	7 (12)	8 (13)									-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (0)									1 (4)
	2. 政令市	2 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)									4 (1)
	3. 一般市	0 (4)	1 (2)	1 (1)	0 (1)									2 (8)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)									1 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)									8 (13)
発生施設	1. 管渠	2 (2)	2 (4)	0 (2)	0 (1)									4 (9)
	2. マンホール	0 (3)	0 (1)	0 (0)	1 (0)									1 (4)
	3. 処理場	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)									2 (0)
	4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	5. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)									1 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)									8 (13)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (3)	2 (5)	1 (0)	1 (0)									5 (8)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)									0 (3)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	1 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (0)									3 (2)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)									8 (13)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)									1 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)									1 (1)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)	1 (5)	0 (1)	1 (1)									4 (12)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	水質事故 合計	2 (5)	2 (5)	1 (2)	1 (1)									6 (13)
	その他案件	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)									2 (0)
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)									8 (13)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)									2 (1)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)									0 (0)
	合計	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)									2 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年7月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
7月							
1	R6.7.16	1.都道府県	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	・落雷により、マンホールポンプの操作電源ブレーカーがトリップし、ポンプ機能が停止。また、通信回線が不通となったため遠方監視が不能となった。 ・結果、人孔内に汚水が貯留し、マンホールから推定約300㎡の汚水が流出。 ・本来、通信回線不通となった場合は、中央監視システムで警報により覚知できるが、今回は警報が作動しなかった。原因はシステム（遠方監視制御装置）のプログラム不備であり、定期点検では試験を実施していない事象。	・中央監視システム（遠方監視制御装置）のプログラム不備について、メーカー改修を実施し、改善済み。 ・システム定期点検について、試験内容を見直し。 ・プログラム不備等、今回の事象について管内流域下水道事務所で情報共有。

事 務 連 絡
令和6年8月28日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省

大臣官房

参事官（上下水道技術）付

課長補佐

水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室

企画専門官

下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

マンホールふたの浮上・飛散の対策について

先般、記録的短時間大雨に伴い、エアーハンマー現象に起因すると考えられるマンホールふたが浮上・飛散する事象が発生し、広く報道されました。

マンホールふたの浮上・飛散については、重大事故に繋がる可能性もあり、下水道法施行令第五条の九により、マンホールのふた飛び等を防止する観点から構造基準が定められています。各下水道管理者におかれましては、マンホール蓋の適切な維持管理や計画的な取替え等、マンホール蓋の浮上・飛散に対する安全対策を講じるようにお願いします。

なお、各都道府県におかれましては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただくよう合わせてお願いします。

（下水道法施行令 第五条の九）

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

（参考資料）

- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（1999年 日本下水道協会）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説 前編 -2019年版-（日本下水道協会）P331
- ・下水道維持管理指針 実務編 -2014年版-（日本下水道協会）P140

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 17 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その１）について (令和 6 年 9 月 10 日広島県広島市発注の工事に伴う死亡事故)

本年 9 月 10 日、広島県広島市発注のポンプ場電気設備の更新工事において、屋外のハンドホールからケーブル引込作業を行っていたところ、ウインチの向かい側約 16m の床面にアンカーボルト 2 本で固定した滑車が、ケーブル引込の負荷に耐えきれずアンカーボルトが外れ、ウインチ操作をしていた作業員の胸部に滑車が直撃し、緊急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

- 発生日時： 令和6年9月10日(火) 午後1時47分頃
- 発生場所： 広島県広島市安芸区船越南 地内
（船越ポンプ場 2階電気室）
- 報道： あり
- 工事概要： 船越ポンプ場の電気設備の更新工事
- 事故内容： 電動ウインチにより、屋外のハンドホールから1階を経由し、2階電気室へのケーブル引込作業を行っていた。ケーブル取り回しのため、ウインチの向かい側約16mの床面に、アンカーボルト2本で滑車を固定し、これを経由させ引き込んでいたが、負荷に耐え切れずアンカーボルトが外れ、滑車がウインチ操作を行っていた作業員に直撃した。
通報を受けた救急隊により搬送されたが、死亡が確認された。

【位置図】



【事故発生箇所】



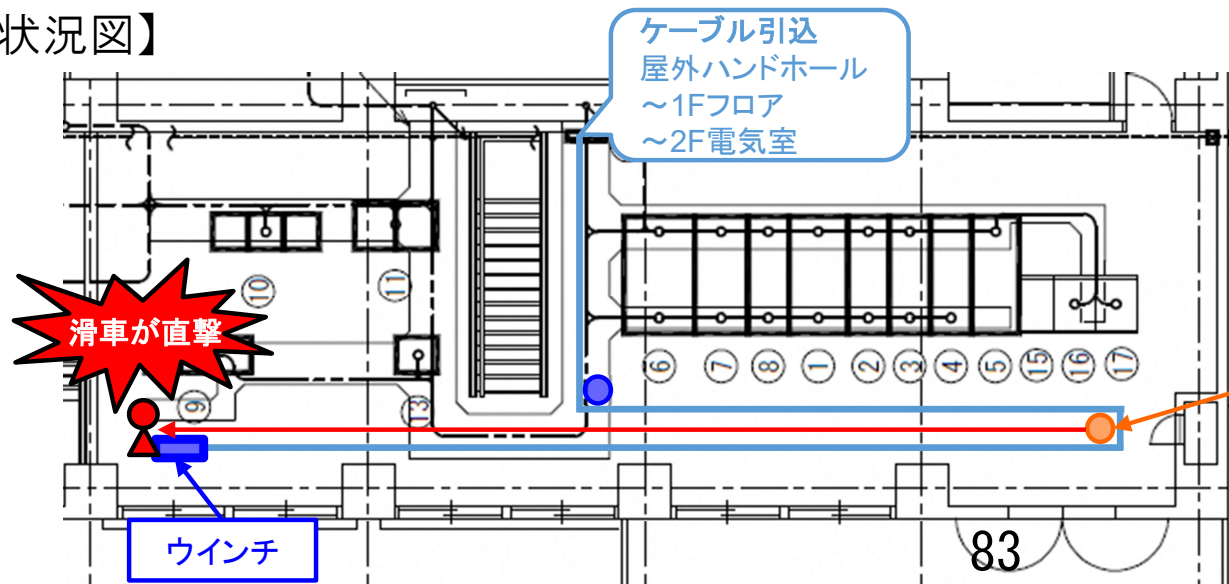
船越ポンプ場

【状況写真】



ケーブル引込用ロープによる張力で滑車が作業員に直撃

【状況図】



事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 20 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
上下水道企画課管理企画指導室企画専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

雨水が流入する下水道管路内における工事等の安全対策の徹底について

本年 9 月 19 日、神奈川県相模原市発注の下水道管路の耐震化工事において、大雨に伴う急激な水位上昇により、工事作業員 2 名が流される事故が発生しました^{※1}。

近年、全国的に集中豪雨の頻発等により、下水道管路内において、急激な水位上昇のリスクが大きくなっております。これまでも、全国下水道主管課長会議等で継続して注意喚起をしているところですが、改めまして、各下水道管理者におかれては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について」（平成 20 年 10 月 10 日付け国都下企第 27 号、国都下事第 233 号）にて周知しております「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全対策の手引き（案）^{※2}」の内容を確認していただき、雨水が流入する下水道管路内における工事等において、降雨が予想される場合の工事の中止や作業員の迅速な退避などの安全対策の徹底をお願いします。

※1 9月20日13:00時点で作業員の行方は搜索中

※2 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全対策の手引き（案）

<https://www.mlit.go.jp/common/000109960.pdf>

事 務 連 絡
令和6年9月24日

都道府県水道行政担当部長 殿
国土交通大臣認可水道事業者 殿
国土交通大臣認可水道用水供給事業者 殿
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等経由)

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
水 道 事 業 課 水 道 計 画 指 導 室 長
下 水 道 事 業 課 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 室 長

上下水道工事における安全対策の徹底について

令和6年能登半島地震に伴う大規模被災により国土交通省が代行して災害復旧を行っている国道249号中屋トンネル付近において、秋雨前線による大雨により、9月21日に土砂流入が発生し、付近で現場作業をしていた作業員複数人と連絡がつかず、安否が確認できなくなり、その後、作業員の方が1名亡くなられる事象が発生しました。

近年、全国的に集中豪雨の頻発等により、急な浸水や土砂流入等のリスクが大きくなっております。建設工事の安全確保については、土木工事安全施工指針等に基づき、降雨が予想される場合の工事の中止や作業員の迅速な退避などの安全対策の徹底をお願いします。

都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

国官参水第64号
国水水第201号
国水下第26号
令和6年9月24日

都道府県水道行政担当部長 殿
都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房

参事官(上下水道技術)
水管理・国土保全局
水道事業課長
下水道事業課長

上下水道耐震化計画の策定について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、特に、浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化した。

更に、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、事前に水道事業者等(水道用水供給事業者を含む。)と下水道管理者の間で調整を行い、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要がある。

このため、現在、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対して、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について緊急点検をお願いしているところであるが、この結果を踏まえ上下水道一体で耐震化を推進するため、下記のとおり「上下水道耐震化計画」を策定するようお願いする。

都道府県におかれては、貴管内の水道事業者等及び下水道管理者(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いする。

記

1. 上下水道耐震化計画について

上下水道耐震化計画とは、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画である。

なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

2. 策定主体について

上下水道耐震化計画の策定主体は、全ての水道事業者等及び下水道管理者とする。計画策定にあたっては、関係する水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とする。なお、水道事業者等とは、上水道事業者、簡易水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。

3. 策定期限について

上下水道耐震化計画の策定期限は、令和7年1月末日までとする。なお、災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

4. 計画期間について

上下水道耐震化計画の計画期間は、原則、令和7年度から5年程度とする。

5. 上下水道耐震化計画の内容について

上下水道耐震化計画に定める主な事項は、以下のとおりとする。

- ① 目標
- ② 計画期間
- ③ 避難所等の重要施設の設定
- ④ 水道システムの急所施設の耐震化
- ⑤ 避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化
- ⑥ 下水道システムの急所施設の耐震化
- ⑦ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

以上

「上下水道耐震化計画」の策定について

参考

- 全ての水道事業者等及び下水道管理者において、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するため、令和7年1月末日まで※1に「上下水道耐震化計画」の策定をお願いいたします。なお、計画策定にあたっては、人口減少を考慮した施設規模の適正化等を踏まえることとする。

① 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）

【水道】 取水施設、導水管、浄水場、送水管、配水池

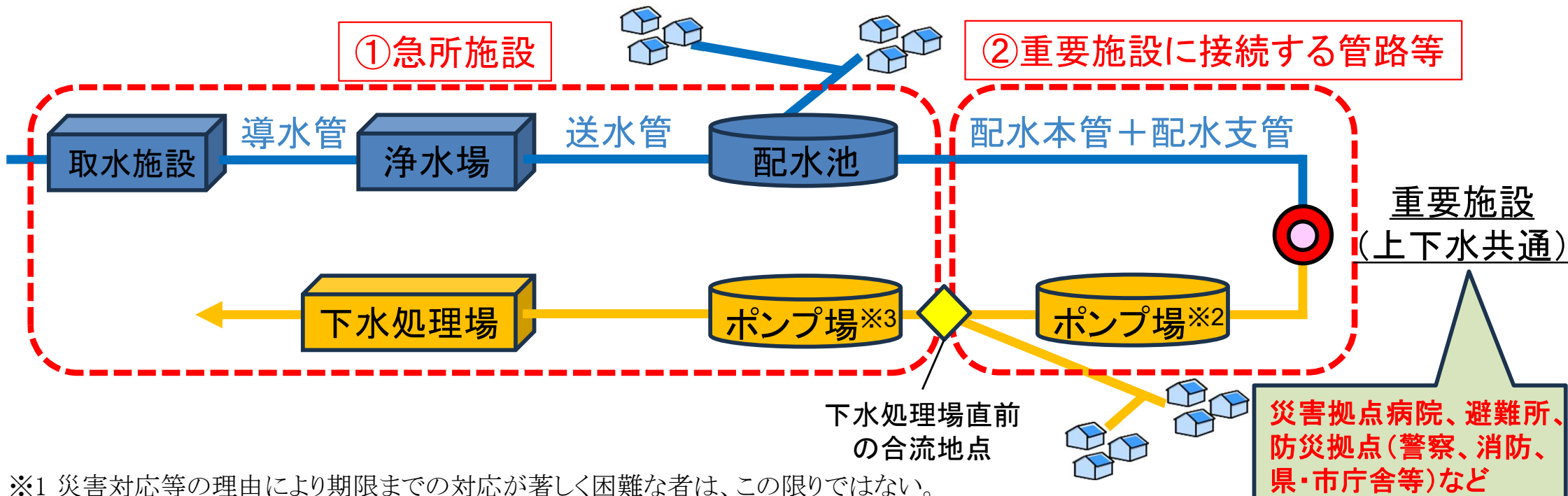
【下水道】 下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場

（なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。）

② 避難所等の重要施設に接続する水道・下水道の管路等

【水道】 避難所等の重要施設に接続する配水本管及び配水支管

【下水道】 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場※2



※1 災害対応等の理由により期限までの対応が著しく困難な者は、この限りではない。

※2 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

※3 下水処理場直前の合流地点以降のポンプ場をいう。

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 24 日

都道府県水道行政担当課長 殿
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房

参事官（上下水道技術）付課長補佐
水管理・国土保全局

水道事業課課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

上下水道耐震化計画策定にあたっての留意事項について

「上下水道耐震化計画の策定について（令和 6 年 9 月 24 日付け国官参水第 64 号、国水水第 201 号、国水下第 26 号）」に関する留意事項を、下記のとおり示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。なお、各水道事業者等（水道用水供給事業者を含む。）及び下水道管理者における上下水道耐震化計画の策定状況や内容等については、令和 7 年の早期に調査予定ですのでご承知置き願います。

都道府県におかれましては、貴管内の水道事業者等及び下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 上下水道耐震化計画の様式

上下水道耐震化計画の様式及び記載例を別添に示すので、参考とされたい。計画策定にあたっては、関係する水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、7 に例示する場合を除き、上下水道一体の計画とすることを基本とする。なお、水道事業者等とは、上水道事業者、簡易水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。

2. 目標及び計画期間の設定

上下水道耐震化計画における目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、対象施設の設定（詳細は、3、4 及び 5 を参照。）に関する考え方等を記載する。計画期間は、原則、令和 7 年度から 5 年程度とする。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、全ての対象施設における耐震化完了時期等についても記載する。

なお、避難所等の重要施設が下水道処理区域外に位置する場合、水道事業者等は、当該重要施設に接続する汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、目標を設定する。

3. 上下水道システムの急所施設の設定

上下水道システムの急所施設とは、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設であり、以下の施設のうち、対策が必要な施設について設定する。

【水道施設】

- 取水施設
- 導水管
- 浄水施設
- 送水管
- 配水池
- ポンプ所（取水、導水、送水及び配水ポンプ所）

【下水道施設】

- 下水処理場（揚水施設、消毒施設、沈殿施設）
なお、下水処理場の耐震化においては、揚水施設を最優先とする。
- 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路
- 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場
なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

4. 下水道処理区域内における避難所等の重要施設の設定

下水道処理区域内における避難所等の重要施設の設定にあたっては、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設について、水道事業者等と下水道管理者は相互に調整を行い、共通の重要施設を設定する。なお、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等とは、以下の施設をいう。

【水道施設】

- 配水池～避難所等の重要施設までの配水本管及び配水支管

【下水道施設】

- 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路
- 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場（最終合流地点にあるポンプ場は含まない）

5. 下水道処理区域外における避難所等の重要施設の設定

下水道処理区域外における避難所等の重要施設の設定にあたっては、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の災害時に水道機能の確保が必要な重要施設について、水道事業者等は、当該重要施設に接続する汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化

の状況や計画等を確認した上で、重要施設を設定する。なお、避難所等の重要施設に接続する水道管路とは、以下の施設をいう。

【水道施設】

- 配水池～避難所等の重要施設までの配水本管及び配水支管

6. 上下水道の施設規模の適正化を踏まえた計画の策定

上下水道耐震化計画の対象となる施設の設定にあたっては、水道広域化推進プラン及び汚水処理広域化・共同化計画等において統廃合により廃止対象とされている施設を除外すること。加えて、市街地から離れた小規模な集落等に接続する管路等については、運搬送水や浄化槽等の分散型システムの導入や災害時における可搬式浄水・汚水処理施設の活用等も見据えて、耐震化すべき施設を設定すること。

7. 上下水道で一つの計画にまとめることが困難な場合

上下水道耐震化計画の策定にあたっては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とするが、以下に例を挙げるように、水道事業者等の給水区域と下水道管理者の下水道処理区域が大きく異なる等の理由により、一つの計画にまとめることが困難な場合には、この限りではない。

《例①》 複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等

又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者

複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者においては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、目標及び計画期間について考え方を統一するとともに、避難所等の重要施設について共通する施設を設定した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

《例②》 水道用水供給事業者や流域下水道事業者

水道用水供給事業者や流域下水道事業者においては、関連する水道事業者等や下水道管理者と調整を行い、目標及び計画期間について考え方を統一した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

《例③》 給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等

給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等においては、汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、目標、計画期間及び下水道処理区域外における避難所等の重要施設について設定し、水道事業者等の単独で計画を策定する。

以上

〇〇市 上下水道耐震化計画(上下水道)

〇〇市 水道課、下水道課

策 定 令和 7 年 ◇ 月

1 目標¹

(例) 〇〇市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね15年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に耐震化を実施することを目指す。

また、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、特に規模の大きい避難所等(10施設)に接続する上下水道管路等の耐震化を実施することを目指す。

2 計画期間

令和7年4月～令和●年3月 (計画期間は5年程度とする)

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定(上下水道共通)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	50	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇公園、〇〇病院、〇〇福祉施設、…
上下水道管路等の耐震性能確保済み ³ の施設数 (令和5年度末時点)	10	〇〇市役所、…
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁴ (令和●年度末迄)	20	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇病院、…

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう(緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義)。

³ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路(避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場)の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁴ 耐震性能確保済みの施設数(令和5年度末時点)を含め、令和●年度末迄(計画期間は5年程度)に目標とする施設数をいう。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設⁵の設定⁶

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	20	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇公園、〇〇病院、〇〇福祉施設、・・・
水道管路の 耐震性能確保済み ⁷ の施設数 (令和5年度末時点)	2	〇〇市役所、・・・
水道管路の 耐震性能確保の 目標施設数 (令和●年度末迄)	5	〇〇市役所、〇〇小学校、〇〇病院、・・・

⁵ 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

⁶ 水道事業者等が污水处理施設の管理者等と調整を行い、污水处理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

⁷ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

5 水道システムの急所施設の耐震化(上水道事業及び水道用水供給事業)

(1)取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁸
対象全取水施設	4	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	50,000	25
耐震化目標(令和●年度末迄)	2	100,000	50

(2)導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(3)浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁹
対象全浄水施設	2	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和●年度末迄)	1	50,000	25

(4)送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(5)配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁰
対象全配水池	30	300,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	10	100,000	33
耐震化目標(令和●年度末迄)	15	150,000	50

⁸ 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

⁹ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

¹⁰ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6) ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹¹
対象全ポンプ所	20	250,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	5	50,000	20
耐震化目標(令和●年度末迄)	10	100,000	40

6 避難所等の重要施設¹²に接続する水道管路の耐震化(上水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管＋配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	100	100	300	500	20	40
配水本管	20	30	50	100	20	40
配水支管	80	70	250	400	20	40
耐震化目標(令和●年度末迄)	150	100	250	500	30	50

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	50	50	100	200	25	50
配水本管	10	10	30	50	20	60
配水支管	40	40	70	150	27	47
耐震化目標(令和●年度末迄)	100	50	50	200	50	75

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

¹¹ ポンプ所の耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹² 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

7 水道システムの急所施設の耐震化(簡易水道事業)

(1) 取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹³
対象全取水施設	4	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	50,000	25
耐震化目標(令和●年度末迄)	2	100,000	50

(2) 導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(3) 浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁴
対象全浄水施設	2	200,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和●年度末迄)	1	50,000	25

(4) 送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	1,000	2,000	7,000	10,000	10	30
耐震化目標(令和●年度末迄)	2,000	2,000	6,000	10,000	20	40

(5) 配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁵
対象全配水池	30	300,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	10	100,000	33
耐震化目標(令和●年度末迄)	15	150,000	50

¹³ 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

¹⁴ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

¹⁵ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6) ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁶
対象全ポンプ所	20	250,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	5	50,000	20
耐震化目標(令和●年度末迄)	10	100,000	40

8 避難所等の重要施設¹⁷に接続する水道管路の耐震化(簡易水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	100	100	300	500	20	40
配水本管	20	30	50	100	20	40
配水支管	80	70	250	400	20	40
耐震化目標(令和●年度末迄)	150	100	250	500	30	50

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	50	50	100	200	25	50
配水本管	10	10	30	50	20	60
配水支管	40	40	70	150	27	47
耐震化目標(令和●年度末迄)	100	50	50	200	50	75

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

¹⁶ ポンプ所の耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹⁷ 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

9 下水道システムの急所施設¹⁸の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ¹⁹	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	5		6		6		6	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	1	20	2	33	2	33	2	33
耐震性能確保の目標箇所数 (令和●年度末迄)	3	60	3	50	3	50	3	50

 (2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路²⁰

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	20	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	6	33
耐震性能確保の目標延長(令和●年度末迄)	10	50

 (3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場²¹

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	4	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	1	25
耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)	3	75

¹⁸ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁹ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)」及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済みとカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済みであれば、カウントする。)

²⁰ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

²¹ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

10 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	100	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	20	20
耐震性能確保の目標延長(令和●年度末迄)	45	45

(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場²²の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	5	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	1	20
耐震性能確保の目標箇所数(令和●年度末迄)	2	40

※ 必要に応じて概要図等の参考資料を添付

以上

²² 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。

上下水道耐震化推進計画策定にあたっての留意点(上下水道で一つの計画にまとめることが困難な場合)

参考

■ 「上下水道耐震化推進計画」の策定にあたっては、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行いながら、上下水道一体の計画とすることを基本とするが、以下に例を挙げるように、水道事業者等の給水区域と下水道管理者の下水道処理区域が大きく異なる等の理由により、一つの計画にまとめることが困難な場合には、この限りではない。

基本的な考え方

○市水道事業者

○市下水道管理者

	○市
水道	計画
下水道	計画

● 下水道処理区域内における避難所等の重要施設
● 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

＜例①＞ 複数の下水道管理者の下水道処理区域に給水区域が跨がる水道事業者等
又は複数の水道事業者等の給水区域に下水道処理区域が跨がる下水道管理者

○市

△町

☆水道企業団

○市下水道管理者

△町下水道管理者

	○市	△町
水道	計画	計画
下水道	計画	計画

○市

□村

◇村

△町

☆県水道事業者

○市下水道管理者

◇下水道一部事務組合

▽水道企業団

△町下水道管理者

	○市	□村	◇村	△町
水道	計画	計画	計画	計画
下水道	計画	計画	計画	計画

該当する水道事業者等又は下水道管理者は、相互に調整を行い、「目標」及び「計画期間」について考え方を統一するとともに、「下水道処理区域内における避難所等の重要施設」について共通する施設を設定した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

＜例②＞ 水道用水供給事業者や流域下水道事業者

導水管 浄水場 送水管 配水池 配水本管+配水支管 重要施設に接続する管路等 ポンプ場 下水処理場

急所施設 重要施設(上下水共通)

	用水	流下	◇村	△町
水道	計画		計画	計画
下水道		計画	計画	計画

— 水道用水供給事業
— 上水道事業
— 公共下水道事業
— 流域下水道事業(※流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。)

＜例③＞ 給水区域内に下水道処理区域が存在しない水道事業者等

○市水道事業者

○市集落排水

該当する水道事業者等は、汚水処理施設の管理者等と、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で、「目標」、「計画期間」及び「下水道処理区域外における避難所等の重要施設」について設定し、水道事業者等の単独で計画を策定する。

水道用水供給事業者や流域下水道事業者は、関連する水道事業者等や下水道管理者と調整を行い、「目標」及び「計画期間」について考え方を統一した上で、水道事業者等又は下水道管理者それぞれで計画を策定しても差し支えない。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 274 について
（令和 6 年 8 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 6 年 8 月は 1 件（死亡：0 件、負傷：1 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 4 件減少しました。

負傷事故の事例として、返送汚泥ポンプの点検作業中、作業員の注意散漫により、ポンプを停止せずに点検を行ったため、稼働中のベルトに誤って指を挟み巻き込まれ中指を切断する事故が発生しました。

2. 工事事故

令和 6 年 8 月は 7 件（死亡：0 件、負傷：3 件、物損：4 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 2 件減少しました。

負傷事故の事例として、ダンプ荷台の土砂汚れを荷台を上げて清掃作業していたところ、荷台の左後方から降りる際に運転手が荷台操作を行ったためダンプのあたりと荷台の間に左足親指の付け根が挟まれる事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 6 年 8 月は 10 件（水質事故：7 件、その他案件：3 件） の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は 8 件増加しました。

水質事故の事例として、汚水を最終沈殿池から消化槽へ流動させる際の機器の誤操作により、貯留槽から汚泥が溢れ出し、処理場内の側溝を通じて河川へ流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤 : sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武 : yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 8 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)								4 (0)	4 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)								19 (9)	20 (14)
	合計	5 (2)	2 (4)	8 (3)	8 (0)	1 (5)								23 (9)	24 (14)
	累計	5 (2)	7 (6)	15 (9)	23 (9)	24 (14)								-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)								20 (15)	23 (19)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)								20 (15)	23 (19)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (13)	20 (15)	23 (19)								-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)								4 (0)	4 (0)
	2. 負傷事故	10 (8)	6 (4)	10 (10)	13 (2)	4 (9)								39 (24)	43 (33)
	合計	10 (8)	6 (4)	14 (10)	13 (2)	4 (9)								43 (24)	47 (33)
	累計	10 (8)	16 (12)	30 (22)	43 (24)	47 (33)								-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	1 (0)	0 (2)	3 (0)	0 (3)								6 (5)
	2. 政令市	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (1)								4 (2)
	3. 一般市	3 (1)	0 (3)	1 (1)	3 (0)	0 (1)								7 (6)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)								2 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	3 (3)	8 (0)	1 (5)								19 (14)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)								1 (1)
	3. 処理場	4 (1)	2 (2)	4 (2)	6 (0)	1 (4)								17 (9)
	4. ポンプ場	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)								1 (2)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)								20 (14)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)								8 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)								7 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (5)	0 (4)	20 (14)
	1. 墜落・転落	2 (1)	2 (1)	1 (2)	2 (0)	0 (4)								7 (8)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (1)								4 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								2 (1)
	5. 転倒	2 (0)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)								4 (3)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12. 公衆災害	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								1 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)								20 (14)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								0 (2)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								0 (2)
	2. 委託先業者	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)	1 (4)								18 (11)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)	1 (4)								18 (11)
	3. 第三者	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								1 (1)
	合計	4 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)								19 (14)
	累計	4 (2)	6 (6)	10 (9)	18 (9)	19 (14)								- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年8月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
8月										
1	R6.8.20	町	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	水処理棟の返送汚泥ポンプの点検作業中、作業員の注意散漫により、ポンプを停止せずに点検を行ったため、稼働中のベルトに誤って指を挟み巻き込まれ負傷。	・返送汚泥ポンプの点検時には、返送汚泥ポンプの稼働を停止した上で行うよう朝礼時に周知徹底する。 ・チェックシートにて、点検時のポンプ停止を含めた作業内容の記録を従事者に義務付ける。	委託先業者	44	男	左手中指 第一関節より先を切断

☐

:死亡事故

☐

:負傷事故

3.工事事故
(令和6年8月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)	1 (2)	0 (3)	4 (0)	1 (3)								7 (8)
	2. 政令市	1 (6)	0 (4)	2 (2)	3 (1)	2 (3)								8 (16)
	3. 一般市	2 (5)	3 (0)	6 (5)	2 (3)	4 (3)								17 (16)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)								1 (1)
	5. その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)	7 (9)								34 (41)
工事分類	1. 管きょ開削	3 (6)	2 (6)	2 (5)	5 (3)	4 (7)								16 (27)
	2. 管きょ推進	0 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)								3 (2)
	3. 管きょシールド	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (0)
	4. 管きょその他	1 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (2)	1 (1)								6 (3)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)	1 (0)	0 (3)	2 (0)	0 (1)								4 (7)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)								3 (2)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)								1 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)	7 (9)								34 (41)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)								23 (19)
	1. 墜落・転落	3 (1)	1 (0)	2 (2)	1 (0)	1 (1)								8 (4)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (2)								9 (4)
	3. 飛来・落下	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)								2 (2)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)								0 (3)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)								2 (1)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)								0 (1)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								1 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								1 (0)
	物損事故	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)	4 (5)								11 (21)
	12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)	4 (5)								11 (21)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (4)	7 (9)								34 (40)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	2. 負傷	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)	3 (4)								23 (21)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)	3 (4)								23 (21)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (15)	20 (17)	23 (21)								- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年8月末時点

NO.	発生年月日	工事情報			事故情報			被害者状況		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要		発生場所	事故類型	年齢	性別
8月										
1	R6.8.1	2.政令市	6.処ボ機械電気	機械器具 設置工	ケーブルドラムを4tユニックで搬入し、リモコンにて荷下ろしをしていた際に 操作を誤り逆方向に旋回させてしまった結果、吊荷を押さえていた荷受け補助者（罹災者）が 仮置きしていた撤去品との間で左手を挟まれ罹災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	男	51	左手粉碎骨折
2	R6.8.6	2.政令市	1.管きょ開削	吊り込み 作業	鋼矢板土留工の鋼矢板圧入の作業中、 鋼矢板圧入を行うサイレントパイラーを楊重し旋回した際、 35tラフターの右前アウトリガーが敷材及び地盤と共に、沈下し転倒した。 転倒した際に35tラフターのブームが電線、第三者車両及び家屋への被害を起こした。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			電柱2本破損 3件停電 家屋の屋根、 軽量ブロック、 フェンス、 自動車破損
3	R6.8.22	3.一般市	4.管きょその他	舗装版 切断工	下水道施設に起因すると想定される道路陥没発生箇所の掘削調査にあたり、舗装版切断作業を行ったところ、浅く埋設されたガス管を誤って切断し、一時的に断ガスを発生させた。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス管損傷 (断ガス7件)
4	R6.8.23	3.一般市	7.処ボその他	配管 サポート	デッキ上で配管サポートの取付作業中に倦怠感を覚え、作業を中断し休憩所に移動しようとした際 熱中症により意識を失い、約1.7m下に転落した。 地面に接触する直前に意識を取り戻し、右手にて受け身を取ったところ右手首を負傷した。	現場内	1.墜落・転落	男	41	熱中症および右手首 開放骨折
5	R6.8.23	3.一般市	1.管きょ開削	ダンプの荷 台清掃作業 中	ダンプの荷台の土砂汚れを、荷台を上げて清掃作業していたところ荷台の左後方から降りる際に、運転手が荷台操作（荷台を降ろす操作）を行ったため 4tダンプ（Fゲートタイプ）のあおりと荷台の間に、左足親指の付け根辺りが挟まれた。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	男	56	左足親指付近の骨折
6	R6.8.24	1.都道府県	1.管きょ開削	掘削工	管きょ開削工において、軽量鋼矢板圧入に伴い布掘を施工中にスコップにてガス供給管（PE管φ30）を損傷した。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス管(PE管φ30) の損傷
7	R6.8.26	3.一般市	1.管きょ開削	掘削工	掘削作業中にガス供給管を破損させ、ガス停止被害が1戸あったもの。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス供給管の損傷

:死亡事故

:負傷事故

:物損事故

4.水質事故等 (令和6年8月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)								18 (15)
	累計	2 (5)	5 (10)	7 (12)	8 (13)	18 (15)								-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)								1 (4)
	2. 政令市	2 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)								5 (2)
	3. 一般市	0 (4)	1 (2)	1 (1)	0 (1)	7 (1)								9 (9)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)								3 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)								18 (15)
発生施設	1. 管渠	2 (2)	2 (4)	0 (2)	0 (1)	3 (0)								7 (9)
	2. マンホール	0 (3)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)								3 (5)
	3. 処理場	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (1)								5 (1)
	4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	5. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)								3 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)								18 (15)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (3)	2 (5)	1 (0)	1 (0)	4 (1)								9 (9)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)								0 (3)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	1 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (0)	6 (1)								9 (3)
	合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)								18 (15)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)								3 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)	1 (5)	0 (1)	1 (1)	5 (1)								9 (13)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	水質事故 合計	2 (5)	2 (5)	1 (2)	1 (1)	7 (1)								13 (14)
	その他案件	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)								5 (1)
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)								18 (15)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								2 (1)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
	合計	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								2 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年8月末時点

NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
8月							
1	R6.8.3	3.一般市	その他	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	過年度の管内作業後の撤去忘れと考えられるアルミ製の梯子が汚水本管に引っかかりマンホールから汚水が流出した。	・市職員や関係業者にに対し、今回の事故事例と作業後の現場確認徹底を文書で周知し、再度災害発生の防止に努める。 ・危機管理対応面から、休日や夜間における緊急連絡体制を再確認する。
2	R6.8.14	3.一般市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	汚泥処理施設にて、猛暑の影響によりエアレーションタンク内の微生物の働き及び活性汚泥の沈降性が悪く、消化ガスの発生が減少し脱水乾燥機を常時稼働できなかったため、計画通りの乾燥汚泥をつくることができなかった。 結果、放流水のうち、大腸菌（排出基準値：3000個/cm ³ ）およびCOD（排出基準値：25mg/L）が排出基準値を超過した。	・薬剤の投入の継続及び、乾燥汚泥が作れない際の脱水汚泥の搬出先の確保を行う。 ・処理施設を正常化し、水質改善に努めるとともに、人体への影響に注視し、当面の間、下流域の水質調査を継続して実行する。
3	R6.8.16	2.政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	汚泥圧送管体の経年劣化による損傷のため、消化汚泥が道路へ流出した。	・試験掘り工事を実施し、汚泥流出箇所と流出原因の調査を行う。 ・汚泥流失箇所を特定し、補修を行う。
4	R6.8.16	4.町村	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	豪雨により曝気装置が浸水被害を受け損傷し、不具合が相次ぎ、運転台数は3/8台となっていた。 これにより、水処理能力が大きく低下し、大腸菌群数の排出基準値（排出基準値：3,000個/cm ³ ）が超過した。	・曝気装置の復旧工事を実施予定。
5	R6.8.18	3.一般市	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	維持管理の委託業者が汚水を最終沈殿池から消化槽へ流動させる際の機器誤操作により、貯留槽から汚泥が溢れ出し、処理場内の側溝を通じて河川へ流出した。	・作業前にミーティング（危険予知活動）を行い、汚泥の移送を行う際は、タイマーを利用し現場を離れないこととする。 ・人為的ミスが発生したとしても、消化槽から外部に流出しないよう消化槽の縁に高さ約10cmの止水壁を設置する。これにより、消化槽からあふれ出たとしても汚泥は反応槽へ流入することになり、止水壁を超えて外部へ流出することを防止する。 ・これまで消化槽の水位を確認して手動で停止操作を行っていたが、消化槽に水位計を設置し消化槽の水位が一定の高さになった時自動でポンプが停止するよう制御を組み、流出を防止する。
6	R6.8.21	3.一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	河川へ白濁水が流出。	策定中
7	R6.8.22	3.一般市	その他	その他案件	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	下水汚泥堆肥化場にて、屋外貯留している堆肥が発酵熱による自然発火で出火した。	・火災の原因が蓄熱によるものと考えられるため、蓄熱が起らないような対応を検討する。
8	R6.8.29	3.一般市	マンホール	その他案件	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	集中豪雨の影響によりマンホール蓋が浮上し、通行車両が損傷。	・速やかに、当該マンホール蓋を浮上防止タイプへ変更する。
9	R6.8.29	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	雨水流入による停電が発生した結果、揚水ポンプが停止し、処理場近傍のマンホールが溢水し河川に流出した。	・雨天時等の緊急時に即時対応が図れるよう、土のう等の資材確保の充実を図る。
10	R6.8.31	4.町村	管渠	その他案件	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	台風の影響により管路に破損したヒューム管、石および礫が流れ込んだことで管路が閉塞し汚水が流出した。	・定期的な点検と適切なタイミングでの管渠改築